

# 第10回大分市自治基本条例検討委員会

平成22年2月12日(金)10時から  
大分市役所 本庁舎8階 大会議室

## 次 第

1. 開 会

2. 市長あいさつ

3. 委員長あいさつ

4. 議 事

(1) 部会代表者会議の報告について

(2) 市長との意見交換

(3) その他

## 第10回大分市自治基本条例検討委員会(部会代表者会議報告)

部会名	検討項目	部会での検討経過及び課題	部会代表者会議での意見
理念部会	前文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・極力平易で短い文章が望ましい。</li> <li>・構成として「大分市の歴史を含めた魅力等」「今後の方向性と未来につなぐ想い」「自治基本条例を制定する宣言」と、三段構成が望ましい。</li> </ul> 部会案は(別紙1)のとおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史云々よりも、住民自治ということの前提に立って、これからめざす方向を謳うべきではないか。</li> <li>・大分市の自治基本条例であるためには、自然や歴史を受け継いでいくということは謳われるべき。</li> </ul>
	定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市民の定義」は限りなく広い範囲で捉える。</li> <li>・「自治」の捉え方と併せて「協働」「まちづくり」の定義が必要である。</li> <li>・各条文の主語は、「市長は」「市長及び議会は」「市民、市議会及び市長は」などのように、誤解のないように記述することが望ましい。</li> </ul> 部会の考え方は(別紙2)のとおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「協働」という言葉を条文中に使うか使わないか、また、「パートナーシップ」など他の言葉に置き換えるか、誤解のないようにきちんと定義をするか全体会議で議論をする。</li> </ul>
	基本理念 基本原則	部会の考え方は(別紙2)のとおり	
市民部会	市民の権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大前提として「安心・安全・快適に暮らす権利」が必要である。</li> <li>・「情報を得る権利」「市民参画をする権利」「市のサービスを受ける権利」を謳う必要がある。</li> <li>(「個人情報保護」を市民の権利に謳うことは、そのことで足枷となる可能性があり、慎重に取り扱う必要がある。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会の考え方について、全体会議の意見いただきたい。</li> </ul>
	市民の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利と責務は対であるので、サービスを受けるには「応分の負担を負う」責務を設ける必要がある。</li> </ul>	
	地域活動団体 事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の活動がある際に、地域内の企業等も一緒にしようとする体制作りを条例に盛り込めば、企業等も参加しやすくなる。</li> <li>・地域コミュニティは、昔の祭りのように大人から子どもへ受け継ぐような継続性が大事である。</li> <li>・「地域活動団体」や「事業者」などあまり細かく規定する必要はなく、札幌市の条文に「地域活動団体」も併せて謳えば良い。</li> </ul> <札幌市条文> 「事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。」	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のことは、地域で支えあう仕組みづくりが盛り込まれるべき。</li> <li>・地域コミュニティを形成する観点からも「自助・共助・公助」が非常に重要であり、自治基本条例の大前提とするべき。</li> </ul>	
執行機関・議会部会	議会の責務等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「議会基本条例」が先行している本市においては、最高規範性を持つ「自治基本条例」との関係はどうするか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・議会・執行機関の三者を謳いこむということを全体会議で確認する。</li> </ul>
市政運営部会	市政運営の基本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市政運営の基本」というものが、「市政運営」の章の頭に必要なのか、又は理念的なところで語られれば良いのか。</li> </ul> <条例例> (市政運営の基本) ①市は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。 ②市は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての部会、項目に係る事だが、理念的な条例にするのか、具体的な内容を盛り込んだ条例にするのかによって、必要な項目か不要な項目かわってくるのではないかと。</li> </ul>
	条例の制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例制定の手続きについては、市民参加を図り意見を求める内容となるが、「市民参加・まちづくり部会」との連携が必要と考える。</li> </ul>	
	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治及びコミュニティ活動の発展という視点であれば、「市民参加・まちづくり部会」で検討していただくのが良いか。</li> </ul>	
	連携・交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の地方公共団体等との連携・協力や海外との国際交流等について、別章とすべきではないか。</li> </ul>	
	多文化共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別章として取り上げるか、「連携・交流」及び「市民の定義」の中で明示すべきか検討必要。</li> </ul>	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分市自治基本条例を特色づける章立てがあってもよいのではないかと。例えば「環境・景観」、「教育」。</li> </ul>	
市民参加・まちづくり部会	協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「協働」は、あくまで手段であって目的ではないと思うが、どうも目的としても使用されているような気がする。</li> <li>・「協働」という言葉は、一面では市民に責務を課すようなイメージであり、自治基本条例に謳って良いものか。</li> <li>・大分市の「協働」は、一緒にまちづくりをしましようという呼びかけであって、決して行政が主導するものではない。</li> <li>・「協働」は、今や全国共通の理念であるので、言葉の意味が誤解されないように定義付ければ良い。</li> <li>・「協働」の定義について理念部会とのすり合わせが必要である。</li> </ul> などの意見により、条文中に「協働」を使用する方向性の議論はあったものの、部会外委員の意見を参考にすることとした。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理念部会の協働の定義の議論と同じ。</li> </ul>
	都市内分権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治法で定める地域自治区を目指すのか、支所を中心とした現在大分市が取り組んでいることを拡大していくのか、大分市の方向性を整理する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民部会でも「地域のことは地域で支えあう仕組みが必要」と言われているように、そういった趣旨のものは必要であるが、「都市内分権」という言葉は、重すぎて分かりにくいのではないかと。</li> <li>・地域を活性化させるという意見は同じであると思うので、「都市内分権」という言葉の意味を明確にした上で、全体会議で議論を深める。</li> </ul>

( 別 紙 1 )

( 仮 称 ) 大 分 市 自 治 基 本 条 例

前 文 ( 案 )

わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市を愛しています。

大分市は古くは豊後の国の国府が置かれた歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。

わたしたちは十六世紀に国際交流都市を築いた先人の偉業を誇りとし、わたしたち一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながることを信じています。

わたしたち大分市民は、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、次の世代に確実に引き継いでいくための道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範、(仮称)大分市自治基本条例を制定します。

理念部会において検討している事項

1. 定義づけた事項

市民：大分市に住む人、働く人、学ぶ人を言う。(広い意味で)

協働：市民、議会、行政が対等の立場で各々の役割分担のもと、共通の課題解決に取り組むことを言う。

市、市長等：現状では固定的に定義をせず、条文の主語は明確な言葉で取り扱う。「市長及び執行機関は～」等)最終的な条文となったときに、類似の主語を取りまとめていく中で改めて定義づけを行う。

2. 基本理念・原則に係る事項

(1)基本理念としてあげる項目

大分市自治基本条例の考え方の基礎となるもの

「豊かな暮らしの実現を目指すまちづくり」

精神的、身体的にも「豊かさ」を実感できるまちづくり。個別の施策というよりも広い意味での「福祉」が充実したまちづくり

「市民主権のまちづくり」

主権者である市民が、主体的、自立的に市政運営に参加するまちづくり

「協働のまちづくり」

市民、議会、行政が手を取り合って課題解決に取り組むまちづくり

(2)基本原則としてあげる項目

大分市自治基本条例の具体的な進め方のもとになるもの

「市民総参加の原則」

性別、年齢を問わず、全ての市民がまちづくりに参加する

「情報共有の原則」

市政運営、まちづくりに関する情報を市民、議会、行政が共有する原則

「平等と機会均等の原則」

大分市のまちづくりにおいては全ての市民が平等で均等にまちづくりに参加できる機会を有する原則

